

妊娠届出時に必要な物について

マイナンバー制度の開始により、平成28年1月から母子健康手帳交付時には、番号確認ができる書類と本人の身元を確認できる書類が必要になりました。

妊婦様ご自身が妊娠届出をされる場合

妊婦様の番号確認と身元確認ができる以下の①～③のいずれかをご持参していただきますようお願いいたします。

- ① マイナンバーカード
- ② 通知カード（または、個人番号の記載された住民票の写し等）＋ 運転免許証、パスポート等※1
- ③ 通知カード（または、個人番号の記載された住民票の写し等）＋ 健康保険証等 ＋ 年金手帳等※2

※1 官公署から発行されたもので運転免許証、パスポート等の顔写真付きのものが1種類必要です。

※2 官公署から発行されたもので顔写真付きでないもの場合は2種類必要です。

妊婦様以外の代理人の方が妊娠届出をされる場合

1. 同じ世帯の代理人（住民票上において世帯が同じ方）が妊娠の届出をされる場合は、①～③の書類が必要です。

- ① 妊婦様の健康保険証
- ② 妊婦様の個人番号が確認できる書類（以下のア、イのいずれかを選択し、ご持参下さい。）
 - ア. マイナンバーカード
 - イ. 通知カード（または、個人番号の記載された住民票の写し等）
- ③ 代理人の身元を確認できる書類（以下のア、イのいずれかを選択し、ご持参下さい。）
 - ア. 官公署から発行されたもので運転免許証、パスポート等の顔写真付きのものが1種類
 - イ. 官公署から発行されたもので健康保険証、年金手帳等顔写真付きのものでないもの場合は、2種類

2. 同じ世帯でない代理人（住民票上において世帯が違う方）が妊娠の届出をされる場合は、委任状が必要になりますので、つるぎ町保健センターへご連絡下さい。送付いたします。そのほかに①、②の書類が必要です。

- ① 妊婦様の個人番号が確認できる書類（以下のア、イのいずれかを選択し、ご持参下さい。）
 - ア. マイナンバーカード
 - イ. 通知カード（または、個人番号の記載された住民票の写し等）
- ② 代理人の身元を確認できる書類（以下のア、イのいずれかを選択し、ご持参下さい。）
 - ア. 官公署から発行されたもので運転免許証、パスポート等の顔写真付きのものが1種類
 - イ. 官公署から発行されたもので健康保険証、年金手帳等顔写真付きのものでないもの場合は、2種類